

平成20年度 船橋市市民協働モデル事業の概要

- (1) 障害をもつ児童・生徒に対するボランティア支援活動
- (2) 所有者のいない猫に対する地域における取り組み

趣 旨

市民協働の理解の促進と風土の醸成を目指すものとして、船橋市と市民活動団体が取り組む「市民協働モデル事業」に関しての必要な事項を定める

モデル事業の実施

市民、市民活動団体、行政パートナー、市民協働推進員からの提案

実施団体

市

団体によるモデル事業実施の検討

目的にふさわしい団体に事業内容を提示

事業内容の検討
(市民協働課・関係課)

モデル事業の対象

公益性・社会貢献性の効果、行政補完性の効果若しくは市民満足度の高まる効果が期待でき、かつ具体的な成果又は仕組みが創出される取組みで、次に掲げるいずれかの要件を備えているもの

- (1) 市政において確立されていない事業、又は所掌されていない領域の取組み
- (2) 市民協働の役割分担が明確かつ実現可能な取組み
- (3) 新規性、アイデアに優れ、社会的有用な取組みとして新たな効果が期待できる



団体から実施計画書提出

事業内容の役割分担の検討
(市民協働課・関係課)

活動団体、関係課、市民協働課との協議

役割分担に関する協定書の締結

必要により市が費用を負担

モデル事業の実施（進行過程を公表）

団体の役割実施

市（市民協働課・関係課）の役割実施

HP等による活動状況の報告、中間報告（10月を目途）

事業期間終了

モデル事業終了

市民協働モデル事業チェックリストによる事業評価（団体・市民協働課・関係課）

効果が認められ
所管事業課にて
実施体制が確立

担当課の所管事業として本格実施